

障害福祉分野就職支援金業務従事等変更届

年 月 日

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会長

貸付番号			研修施設名	
借受人氏名	(フリガナ)			
	印			
現住所	〒 一			
変更事項	<input type="checkbox"/> 就業先の変更			
	<input type="checkbox"/> 返還免除業務に従事しなくなった			
変更日	年 月 日	変更事由		
旧業務従事先	施設名			
新業務従事先	所在地	〒 一 電話 () 一		
	施設名			
	職種			

※ 業務従事先変更の場合、旧従事先から「障害福祉分野就職支援金業務従事期間証明書」(様式第11号)、新従事先から「障害福祉分野就職支援金業務従事届」(様式第4号)を提出する。

※ 業務に従事しなくなった場合、旧従事先から「障害福祉分野就職支援金業務従事期間証明書」(様式第11号)を提出する。

※本事業の返還免除対象業務となるのは障害福祉職員としての業務に限る。

障害者福祉職員とは、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、同条第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条の2の2第1項、同条第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号。以下「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう。）を提供する施設若しくは事業所、障害者総合支援法第5条第27項、同条第28項及び第77条の2並びに身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者を言う。